

十元以上

四九八〇名

連友會解散処分法(予立案)

一連友會の全別離をたてし五年中

二解散後之財産を以て別離の順序を以てし
日数、割合等詳細物屋にて
分配す

三従業員慰勞平納
月収三ヶ月分以上

従業員退職後にお金
一年勤務給の仕目給十日分